

仕様書

1. 業務名

レギュラーガソリン購入等契約（単価契約）（四国運輸局本局等）

2. 業務の内容

四国運輸局本局及び香川運輸支局で使用する官用車のガソリン購入
官用車の機械によるワックス洗車（四国運輸局本局のみ）

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 年間使用予定数量

（1）レギュラーガソリン

①四国運輸局本局

5, 223 L

（指定するガソリンスタンド：5, 137 L 指定以外のガソリンスタンド：86 L）

②香川運輸支局

806 L

（2）ワックス洗車（四国運輸局本局の指定するガソリンスタンドのみ）

12回

※（1）及び（2）の予定数量を保証するものではない。

5. 給油等を受ける場所

以下の要件を満たすガソリンスタンドで給油を受ける。

- （1）四国運輸局本局（香川県高松市サンポート3番33号）より概ね半径2 km以内に「7. 給油方法について」に記載の方法による給油が可能なガソリンスタンドがあること。また、四国4県において、指定以外のガソリンスタンドでの給油が可能であること。（少なくとも各運輸支局又は海事事務所の位置する市に1箇所以上あること。）
- （2）香川運輸支局（香川県高松市鬼無町字佐藤20番地1）より概ね半径2 km以内に「7. 給油方法について」に記載の方法による給油が可能なガソリンスタンドがあること。

6. 給油カード

- （1）給油カードは、入会金及び年会費無料、かつ、クレジット機能を有しないものに限ることとし、給油カードの発行等にかかる経費は受注者が負担するものとする。
- （2）給油カードは、指定するガソリンスタンド用とそれ以外のガソリンスタンド用に分け、車両ごとに1枚発行すること。なお、香川運輸支局は指定するガソリンスタンド用のみとす

る。

7. 給油の方法について

- (1) 給油カードの提示があった場合、受注者は速やかに納入を行うものとする。また、発注者等による納入（セルフ給油）も可とする。
- (2) 受注者は納入後、直ちに納品書を発行するものとする。指定するガソリンスタンド以外で納入する場合も同様の取り扱いとする。
- (3) 給油に要するすべての経費は受注者が負担するものとする。

8. 支払及び請求

- (1) 代金の請求は、月単位でまとめて翌月10日までに書面にて行うものとする。
- (2) 適な支払請求書を受理した日から30日以内に指定銀行口座に振り込みを行うことにより支払うものとする。なお、発注者の責に帰する事由により、支払が遅延した場合は、約定期間満了日の翌日から起算して支払日までの日数に応じて未払金額に年3.0%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。
- (3) 消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

9. その他

- (1) ①ガソリンは、経済情勢による価格変動が予測されることから、双方協議の上、毎月月末までに翌月分の単価を変更することが出来るものとする。
②契約単価の変更は、資源エネルギー庁が公表する「石油製品価格調査1. 給油所小売価格調査（ガソリン・軽油・灯油）（以下「資エ庁調査」とする。）」の毎月第3回目の資エ庁調査価格と基準月（当初契約月前月または直近の変更契約日の属する月とする。）の第3回目の資エ庁調査価格に2.5%以上の差異が生じた場合に可能とする。また、見直し後の契約単価は、現契約単価に「差異を加算した割合」を乗じた金額とする。差異のパーセンテージは小数点第3位を四捨五入するものとし、算出した単価は小数点第3位を四捨五入するものとする。
$$\text{見直し後契約単価} = \text{現契約単価} \times (1 + \text{差異の割合})$$

③指定するガソリンスタンド以外で給油した場合の手数料については、発注者側が負担することとする。
- (2) この契約により発生する権利義務を第三者に譲渡又は継承しないこと。
- (3) 本仕様に疑義が発生した場合や定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。